

豊後高田市

農業委員会だより

No.18

2023年2月発行



常日頃から本市農業委員会活動に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、農地法の改正に伴い農地の有効利用と適正管理がこれまでに強く求められております。当農業委員会としても農地を地域の担い手に集約することや遊休農地をなくす取組を強力に推進していかなければなりません。

農業委員や農地利用最適化推進員が訪問したり、農業委員会からの文書等で、農地利用についてのお問い合わせがございますが、その時はご対応をお願いいたします。

高齢化率が高くなり農業従事者が減少しているなか、農地を適切に管理し利用していくことは、年々難しくなっています。地権者や農業従事者の皆様のご協力なくして農地を維持していくことは出来ません。

より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



豊後高田市農業委員会
会長 河野 三男

農業委員・農地利用最適化推進委員募集

現農業委員及び農地利用最適化推進委員が令和5年9月30日で任期満了を迎えるため、新たに両委員を募集します。



農業委員

- 対象者 農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進（農地利用集積、遊休農地の発生防止、新規農業参入の促進）及び農業委員会の職務を適切に行う事ができる方
- 募集人数 13人
- 任期 令和5年10月1日～令和8年9月30日

農地利用最適化推進委員

- 対象者 農地利用の最適化の推進に熱意と識見を持ち、担当する区域において農地の出し手、受け手への働きかけなどの現場活動ができる方
- 募集人数 16人（16区域 各1名ずつ）
- 任期 農業委員会が委嘱する日～令和8年9月30日



共通事項

推薦・応募方法 ※団体等からの「推薦」と自らの「応募」の2種類があります。
推薦又は応募する委員の「候補者推薦書」又は「候補者応募申込書」に必要事項を記入の上、持参又は郵送でお申込みください。

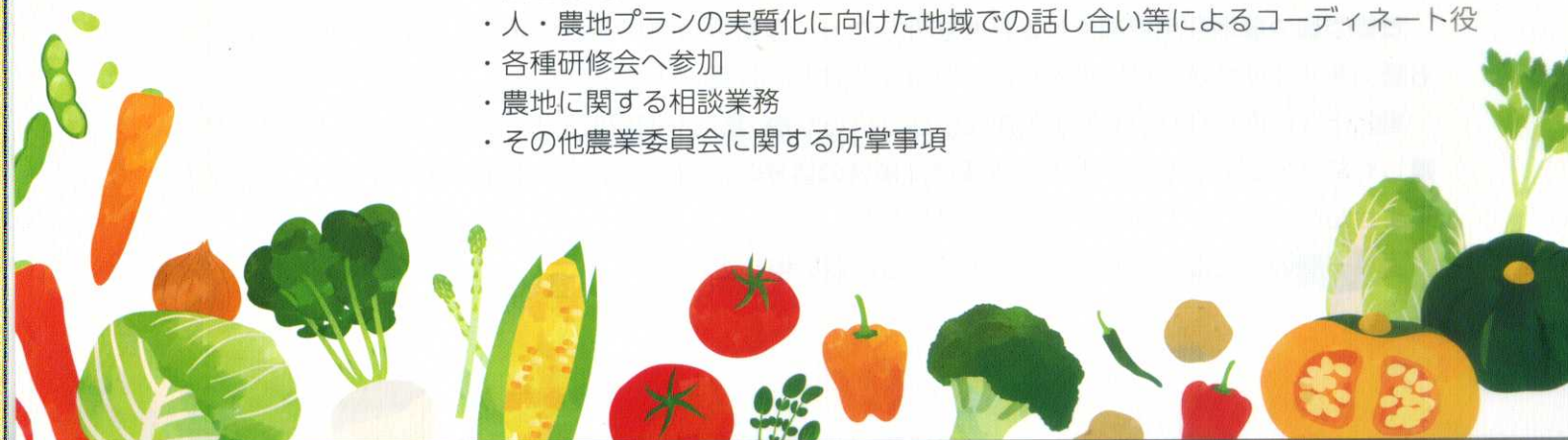
- 推薦・応募期間 **4月20日(木)～5月29日(月)**（郵送の場合は当日消印有効）
- 提出先 農業委員会事務局（市役所高田庁舎別館2階）

※「候補者推薦書」又は「候補者応募申込書」等の必要書類は、農業委員会事務局又は地域総務一課、地域総務二課で配布しています。

◎問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎725-6241（直通）

【主な役割】

- 農業委員 ・ 総会に出席し、農地の権利移動等の許認可及び農地転用に係る決定
- 農地利用最適化推進委員 ・ 担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化の推進
- 両委員共通業務
 - ・ 遊休農地発生防止・解消
 - ・ 農地利用状況調査（農地パトロール）
 - ・ 人・農地プランの実質化に向けた地域での話し合い等によるコーディネート役
 - ・ 各種研修会へ参加
 - ・ 農地に関する相談業務
 - ・ その他農業委員会に関する所掌事項



農地を所有されている皆さんへ

○所有者の皆さんに農地を管理する責任があります。

畔なども含め、耕作していない農地については、定期的に除草等をお願いします。

以下の利用権を設定した農地については、管理をする責任は借りた方に生じます。



☆農地を貸す場合（利用権の設定）

農業委員会と借りる方、貸す方（所有者）の3者で、貸借契約（利用権の設定）を結ぶことができます。

（農業委員会に様式があります。）

法に基づいた貸出期限を定める契約なので、期限がきたら土地の利用権が所有者に戻ってくるため安心です。

☆農地を手放す場合（所有権移転）や農業以外で使用する場合（地目変更）

事前に農業委員会の許可が必要になります。

新たに所有者となる方の有無や、その農地をどう使うかで、申請書類が違ってきますので、詳しくは農業委員会事務局にご相談ください。

特に、農業委員会の許可を得る前に農業以外の用途でその農地を整備した（無断転用）場合、農地法違反となり、元の状態に戻していただくこととなりますので、事前に必ず農業委員会事務局にご相談ください。

☆農地を相続した場合

相続の場合は、農業委員会の許可がなくても所有権移転登記が可能です。

但し、登記完了後、農業委員会に届け出する必要があります。

農地を購入したい皆さんへ

○令和5年4月1日から、自ら耕作する場合に限り、面積を問わず農地を購入可能になります。詳細は、農業委員会事務局にご相談ください。

農業委員会への申請書の締め切りについて

3条申請・利用権設定・非農地証明等

……毎月20日（土日祝日の場合は翌日まで）

4条・5条の転用申請

……毎月10日（土日祝日の場合は翌日まで）



安心で豊かな老後のために

農業者年金に加入しましょう！



◎農業者年金3つのおすすめポイント

- ①積立方式の終身年金で80歳までの保証付き
- ②保険料額は設定自由（月々2万円～6万7千円）・変更が可能
- ③保険料は全額社会保険料控除の対象となるので、税制面で大きな優遇

◎農業者年金に加入できる方は？

- ①60歳未満の方
- ②年間60日以上農業に従事している方（配偶者・後継者も可）
- ③国民年金第1号被保険者

※上記の要件をすべて満たす方は、どなたでも加入できます。

農業者年金加入のご相談 全国農業新聞の購読申込み

農業委員会事務局までお気軽にお問合せ下さい
(直通電話 ⑦25-6241)

「暮らしと経営」に役立つ農家のための情報誌
全国農業新聞を購読しませんか？

全国農業新聞は、農業に関する最新技術・新製品や新品種、全国各地で活躍する農業者の工夫やアイデア等、農業に関する情報を毎週お届けします。



発行日
購読料

毎週金曜日

1か月700円（年8,400円）《消費税込》

※購読に便利な「口座振替」がご利用できます

発行・編集：豊後高田市農業委員会

〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3
事務局 TEL 22-3100 (直通電話 TEL 25-6241)
真玉分室 TEL 53-5111
香々地分室 TEL 54-3111

